

監査結果報告書

令和4年1月度及び2月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）：健康課
教育課

2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和4年1月14日（金）	健康課
令和4年1月21日（金）	
令和4年2月10日（木）	教育課
令和4年2月18日（金）	

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・令和2年度に実施した各課の新型コロナウイルス感染拡大防止対策として地方創生臨時交付金を受けた事業の事務処理状況について

課	交付対象事業の名称
健康課	<ul style="list-style-type: none">・妊婦応援給付金事業・ひとり暮らし高齢者の見守り・健康相談及び健康コールセンター事業・健康グッズ支給事業・国保診療所感染対策事業・村立保健センター空間安全・安心確保事業・新型コロナウイルス対応医療機関協力支援金
教育課	<ul style="list-style-type: none">・子育て世帯支援活動事業・学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業・学校の新しい生活様式対応事業（その1）・学校給食安心安全事業（その5）・学校臨時休業対策費補助金・小中学校のGIGAスクール構想事業・子ども・子育て支援交付金

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【健康課】

ひとり暮らし高齢者の見守り・健康相談及び健康コールセンター事業について

- ・当該事業の実施にあたり、会計年度任用職員を1名雇用しているが、人事担当課に職員採用を依頼する際に、採用が必要となる理由及び雇用条件等を記した依頼文書がなかった。

健康グッズ支給事業について

- ・千早赤阪村健康グッズ支給事業業務委託契約（令和2年8月11日付け）については受託業者から第三者に業務を再委託しているが、業務完了時において、受託業者に対する検査は行われているものの、再委託先の業者に対する検査が行われていなかった。

国保診療所感染対策事業について

- ・千早赤阪村国民健康保険診療所改修工事の実施に係る設計や検査は担当課に属する職員によって行われており、それ自体は現行の財務規則に即して執行がなされていることを認めるが、このような専門的技術に対する見識を必要とする業務に対しては、業務の質を担保するためにも、適当な資格を所持した職員によって行われるよう検討されたい。

【教育課】

学校給食安心安全事業（その5）について

- ・学校給食費補助事業は、令和2年度では新型コロナウイルス感染症対策事業として全額無償化を実施しているが、千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱及び補助金の額を定めている千早赤阪村学校給食費取扱規程にはそれを記した文

言がないため、学校給食費の全額無償化事業の施行に対する可否を判断した決裁書類が必要となるのではないか。

- 学校給食費補助事業の根拠法令となる千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱第4条によると、交付を受けようとする保護者から交付手続き等に係る一切の権限の委任を受けているのは教育長であるため、交付申請を行うことができるのは金額の多寡によらず受任者である教育長のみと考えられるが、令和2年度の交付申請は金額によって村長が行っている場合と教育長が行っている場合とが混在している。
- 学校給食費補助事業の補助金の額は、千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱第3条によると、千早赤阪村学校給食費取扱規程の別表第1及び別表第2に定める給食費の額とするとあるが、補助金の額のような補助事業の執行において重要となる内容は、別の規定に定めるのではなく、要綱自体に定めておくべきである。

子ども・子育て支援交付金について

- 令和2年度の学童保育連絡協議会補助金の変更申請分 7,358 円は、年度最終日となる令和3年3月31日付けにて概算払いの支出負担行為を行い、出納整理期間である同年3月25日に支出命令を行い、同年5月28日に精算処理が行われている。概算払とは、その支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいい、また額の確定は年度末までに行わなければならないが、年度最終日に概算払いを執行することは制度になじまないのではないか。また、当該経費に係る予算は9月議会の補正予算にて議決されているのにも関わらず、事業執行は年度最終日となっており、事業執行までに時間がかかり過ぎている。